

(議長)

日程第38、議案第6号から議案第30号、平成28年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

最初に、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方から、議会費と監査委員費についてご説明申し上げます。

予算資料をもとにご説明したいと思います。予算資料の7頁、番号の1番から5番まででございます。議会運営、議員活動に係る経費、並びに議員報酬や職員人件費に係る経費でございます。前年度からは共済組合の負担金が大きく減少等しておりますけれども、内容については大きく変わったところはありません。

次に監査委員費でございます。資料9頁、71番と72番になります。監査委員に関する経費と職員人件費に係る経費でございます。こちらも例年と同様の内容となっております。以上でございます。

(議長)

はい、次に、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは私の方から、あの総務課所管と選挙管理委員会の予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

始めに、歳出でございますが、科目ごとの説明に入ります前に、一般会計全体の人件費についてご説明させていただきます。予算書の126頁、給与費明細書をご覧頂きたいという風に思っております。中段の一般職でありますけれども、職員数97人の給料、手当、共済費の合計として、7億2,488万円を計上させて頂いております。前年対比で3,784万1千円の増額と。この増額要因につきましては、退職手当組合負担金が2,566万9千円増額したという内容でございます。この負担金につきましては、3年毎の清算することとしておりまして、27年度から、ごめんなさい、25年度から27年度に退職を致しました15人分の清算をするものでございます。

次に、科目ごとに説明をさせていただきます。

内容につきましては、個別事業ごとに予算資料で、新規事業と大幅に変わった点に特化を致しましてですね、説明をさせて頂きたいという風に思っております。

始めに、一般管理費でございますが、予算資料では7頁になります。予算資料の7頁の6番から15番が対応する事業でございますが、13番の基金積立は財政課が所管となっております。

一般管理費での新規事業と致しましては、12番の社会保障・税番号制度に係るシステム整備512万円であります。これまで、マイナンバーに関するシステム改修等々については、整備をさせて頂きました。それを運用するための経費を計上したものでございまして、内容的につきましては、システムのテスト、保守、利用料等々であります。

加えまして、9番、職員福利厚生でございしますが、新たな、新たに制度化された、ストレスチェックがこの9番の中に含まれているということでございますので、宜しくお願いします。

次に、文書広報費でございしますが、資料、予算資料では17番の町例規管理のみでございまして、例規システムのデータ更新委託とそれから使用料、追録の作成と加除という風になっておりまして、例年と変わりはございません。

次に、交通安全対策費でございします。事業と致しましては、予算資料8頁になります。40番と41番の二つの事業でございまして、4期40日の交通安全運動と、交通安全指導員、専任指導員の配置等々、例年と変わるところはございません。

次に、住民運動対策費でございします。予算資料では43番から45番が対応する事業となっております。ここでの新規事業と致しましては、45番、新栄・円山テレビ中継局アナログ設備の撤去、これに265万5千円を計上しております。平成23年のデジタル放送移行後5年以内に撤去しなければならないということからの計上でございます。

次に、公平委員会でございます。例年同様の、共同設置している管内の公平委員会負担金でありまして、例年と変わりはございません。予算資料では46番となっております。

次に、諸費です。予算資料の47番から49番が対応する事業となっております。例年と大きく変わった点はございません。ただ、条例の一部改正でもご説明はさせていただきますけれども、行政不服審査法の改正によりましてですね、審査委員会の設置が義務付けられたということから、檜山管内行政不服審査委員会として、管内7町と4つの一部事務組合が共同設置する負担金として2万3千円が含まれているという内容でございします。

次に、選挙費です。予算資料では、9頁の65番から69番が対応するものでございまして、例年同様の選挙管理委員会に係る必要経費のほかに、今年予定されている選挙と致しまして、68番の参議院議員通常選挙、それと69番の檜山海区漁業調整委員会委員選挙と、この二つの選挙経費を計上してございします。なお、このなかで新規事業と致しましてはですね、65番の期日前・不在者投票システムの導入ということで、62万7千円がございします。これはあの、期日前投票と不在者投票での名簿照合を行うにあたりましてですね、正確化・簡素化・事務の軽減化をこれらを図ることを目的として、導入させて頂きたいという風に思っております。

また、あの参議院議員選挙につきましては、非拘束名簿方式比例代表制ということで、候補者も多くなりまして、票を仕分ける時間を短縮するために、開票用自動読取機を国の交付金を活用させて頂いて整備を図っていきたいと思っておりますのでございします。

次に、保健衛生総務費でございします。対応する事業につきましては、予算資料の11頁、

116番と117番、これについては例年通りの計上という形になってございます。

次に、環境衛生費であります。予算資料では12頁、141番から147番が対応する事業となっております。事業内容につきましては、昨年と同様でございますが、特にあのドクガの駆除対策と致しまして、少しでも発生を抑制できればという思いからですね、4月から5月のドクガの幼少期を狙っての薬剤散布をしていきたいなという風に考えているところでございます。

また、23年度から7町内会でペットボトルの回収を行ってございますが、ペットボトルに溢れる程の利用を頂いているということから、現状よりも容量が大きなボックスを計画的に整備して参りたいなという風に思っております。

歳出の最後になります、消防費です。予算資料につきましては、16頁の264番から270番が対応する事業となっております。

檜山広域行政組合の負担金として、消防署と消防職員に関する常備消防費、消防団と消防団員に関する非常備消防費、それと、消防施設費として消火栓の取替え、それとアナログ無線の撤去に係る経費が計上されてございます。

また、災害対策費につきましては、大きく変わった点はございません。

続きまして、歳入でございますが、マイナンバー制度システム整備の国庫補助と、参議院議員選挙及び檜山海区漁業調整委員の選挙の選挙委託費が、新たな歳入となっている他、前年度と大きく変わった点はございませんので、申し訳ございませんが、割愛をさせていただきますという風に思います。

以上で、予算関連の説明を終わりますが、引き続き、条例の制定と一部改正に関しまして、説明をさせていただきますという風に思っております。

始めに、江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定でございます。議案書では7頁、資料につきましては29頁、資料27でございます。空き家に関する特措法の施行に伴いまして、空き家の所有者につきましては、特定空き家の状態にならないよう、自らの責任においてですね、適正な管理を行う、という所有者の責務を明らかにするとともに、特定空き家又はその恐れがある時の措置を規定することで、生活環境の保全、それと安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的として条例を制定したものでございます。

特定空き家の定義につきましては、条例の第2条第2号に規定しておりますとおり、建物が老朽化又は自然災害によって、倒壊若しくは飛散する恐れのある危険な状態にあるものという項目を含めて、4項目を特定空き家として定義付けをさせていただきました。

また、これら、特定空き家と認めたときにはですね、所有者自らの責任で管理を行うという理念から、この条例に規定する助言・指導が行えることとなりまして、それでも応じないときには勧告、命令、代執行という措置ができるように規定しているものでございます。

次に、議案第18号から第21号を一括して説明をさせていただきます。議案書では11頁以降、それと資料では30頁以降で、資料の28から資料の31までという風になってご

ざいます。

資料の28、行政不服審査法関連三法案の概要をもって説明をさせて頂きたいという風に思います。この行政不服審査法につきましては、行政庁の処分に当たる行為、例えば、許可の取消し等々ございますが、これら処分行為に関して不服がある場合には、審査請求や異議申立てができる制度でございました。この度の改正ではですね、大きく分けて二つ見直され、見直しが図られたところでございます。

一つ目が、公平性の向上ということに関しての視点でございまして、一つ目が審査請求人の行政庁の主張を、処分に関与しない審理員により公平に審理されることということ。それと、採決については、第三者機関で点検されること等々が見直されたものでございます。この第三者機関につきましては、後ほど説明しますが、檜山管内におきまして共同設置をするということとしてございます。

二つ目が利便性の向上に関しての視点でございまして、不服申立て、異議申立て、これらを一元化して審査請求とすること、二つ目が特別の定めがあれば、再調査の請求や再審査請求が認められたこと、三つ目、調査請求期間が現行60日から3か月以内に延長されるという、延長されること等々も見直された点でございます。

以上のことから、議案第18号の情報公開条例、第19号の個人情報保護条例、20号の固定資産評価審査委員会条例、この三つの条例につきまして、見直された内容を規定、或いは、文言修正を行いながら、改正となっておりますので、個々の条例内容につきましては割愛をさせて頂きたいと思っております。なおあの、固定資産評価審査委員会条例につきましては、本来、あの税務課において審議されるものでございますが、改正内容が行政不服審査法の改正というところに伴いますので、当課におきまして説明をさせて頂きました。

ここでの最後になりますが、前段説明させて頂きました第三者機関について、でございます。檜山管内の行政不服審査会として、管内7町と4つの一部事務組合が共同設置をして、檜山広域行政組合が担うこととなりました。地方自治法に規定する一部事務組合の規約についてはですね、関係地方公共団体の協議が必要となりますことから、議案第21号の提案となったものでございます。

続きまして、議案第22号の住居表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。議案書は25頁になります。戸籍の電算化に伴いまして、27年8月24日から、本籍の表示及び住民票の住所表示が変更となっております。これを受けまして、町が管理する施設の設置条例等々に規定されている地番から「の」の字を削除するものでございます。例えば、役場の番地でありますと、中歌町193番地の1、これを「の」の字を削除致しまして、中歌町193番地1と改めるものでございます。

本条例につきましては、江差町役場庁舎位置条例を始め、15の条例で「の」の字を削除致しましたので、住居表示の統一化を図るための改正となっております。

最後でございます。議案第23号の檜山広域行政組合の共同設置に関する事務の変更及び規約の変更でございます。議案書につきましては29頁でございます。資料につしまし

ては、43頁、資料32の新旧対照表でございます。

改正する内容につきましては、檜山地域医療連携に関する事務を削除致しまして、地方創生等広域連携事業に関する業務を、事務を追加するものでございます。

檜山管内7町と東京特別区との連携事業の事務を、檜山広域行政組合が担うことからですね、地域創生等広域連携事業に関する事務ということを追加するものでございます。これにつきましても、地方自治法に規定する一部事務組合の共同処理する事務及び規約の変更につきましては、関係地方公共団体の協議が必要となりますことからの、議案第23号としての提案でございます。

長くなりまして、申し訳ございませんが、これで終わります。

(議長)

以上で、補足説明が終わりました。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。おはようございます。

総務費からですね、予算に関連して、順次あの質疑をしていきたいと思っておりますけれど、基本的に、あの今年度予算に対するあの政策について質疑していきたいと思えます。

それですね、あの出来れば、あの再質問で終わりたい。再再質問は、担当課にいれば十分理解してもらえらると思っております、私は敢えてそこまではしません。よって答弁は、あの副町長が中心になるかと思えますけれども、その辺は、政策の違いはあっても、あの堂々と答弁してもらいたい、と思えます。それと、あの担当課は、詳細については担当課に聞くかもしれませんけれども、主には、政策、私、前向きな政策提案をしていきますので、答弁も、あの議会と職員ではなくて、一緒にまちづくりどう進めるのか、こういう閉そく感から、どう脱皮していったらいいのかと、そういう思いきった提案をさせてもらいたいと思えますので、宜しく質疑を、答弁をお願いしたいと思えます。

それで、総務費に関連して、2点について質問、質疑させていただきます。これはあの、総務課長さん、あの事前通告しています。

まず、一点目はですね、職員の不祥事再発防止計画と職員対応について。

それと二点目はですね、昨日の町長の執行方針、それと議員からのあの質問、一般質問ありました。空き家適正管理に関する条例制定に関し、この二点について総務課からです

ね、あの答弁求めたいと思います。

まず一つはですね、あの去る1月26日の第1回臨時議会、町長の行政報告の中で、あの再発防止に関する、これ三点目なのですが、あの色々書かれておりますけど、私はですね、こういうあのつらいことあった後だからこそですね、やっぱり職員が萎縮しないで、色々な前向きに、仕事が出来やすい環境を作っていく、と。これが、やっぱり理事者の、最大たる目的でないのかなと思うのです。この執行方針や予算編成見ると、町長も新しい事業に今取り組もうとしているし、国の動き、そういうものに対して、速やかな対応しなきゃならない時に、職員が、萎縮してしまう。これが何よりも、財産の、江差の財産の欠如に繋がっていくと、こう考えております。

特に、この三点目の、再発防止計画、三点目の4月1日から、新たな監視体制として、民間により抜き打ち経理状況のチェックって書いてあります。これは、やっぱり職員を知らない人は、職員の心理、どうなのかな、職員とのね、溝が出来るのでないかなと。それと悪いことをしてなくても、いつね、こういう抜き打ちでね、検査が入るとなったら、普通仕事が手に付きませんよ。いいことちゃんとやっても。この辺は、実際の運用にあたっては、少し職員の気持ち、皆、一丸になって課題に向かっていくっていうそういう姿勢をもってですね、実際の運用にあたっては少し見直しされるべきでないのかなと、こう思っておりますから、これは課長ではなくて、事務方の最高責任者である副町長の方からきちっと答弁もらいたい。

それと、二点目。あの執行方針、それと昨日の一般質問でもありました。空き家対策、いよいよ動いたなど。これ私25年からずっと質問しています。総務産業常任委員会でも意見書にも出しています。ようやく条例制定まで出来ていく。これはでも何かコピーらしいね。

それで、総務課長、宜しいですか、総務課長。3月6日、道新のこの記事読みました。読んでいますね。これ見るともう明らかに分かると思うのです。

それで、町長ですね、ここはしっかり考えてもらいたい。昨日の一般質問もありました。実際に私、仕事上、解体工事多くやっています。解体工事、住宅の、空き家になってですね、これ実際に店舗は別として、一般の住宅の解体工事になると、やっぱり3年5年と空くと、なかなか利用するっていうのは現実的にかなり難しい。所有者が、江差にいない、こういうケースがたくさんあります。それと何よりも、仏壇もある、神棚もある、家電リサイクルもある、こういう処理が、やっぱり簡単にいかないのですよね。なかなか難しい面があるのですよ。

それで、総務課長にこれはちょっと聞きたいのですけども、課長宜しいですか。去年、うちの町内会で、強風のために軒下の板が落ちて、困っていると。近隣から苦情が来ました。それと、煙突が倒れて、煙突を支えている金具も腐って倒れ掛かっている、何とかしてくれないかって私の所に来ました。課長さんに電話しましたよね。所有者に連絡取って、そうしたらすぐ電話来ました。それでも、ちゃんと出来たのですよ、解決が。だから、空

き家登録バンク、こういうのも色々な大事ですけれど、バンクして、登録バンクだけを目指すのではなくて、やっぱりこれ総務課だけでは対応できません。だから、やっぱりちょっと、全課、税務も、建設課も全部入って、一回、空き家になっている実態調査、意向、これきちっとやっぱり確認しておく必要があると、私はこう思うのですけれど、まずここでまず一段落して、答弁を願いたいと思います。この課に関しては再質問ありますので、ちよっとご理解してほしいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの一つ目の再発防止の関連でございますけれども、職員が萎縮しないかということのご質問でございます。

室井議員の方からは、あの常日頃といいますか、事あるごとに萎縮しないで思い切って仕事なさいということを、温かい言葉頂いてございます。

業務量と致しましては、今まで以上に恐らくは増えることとなるのかなという風に思っております。なかには、課長による月1回の確認、それから議員おっしゃった第三者により抜き打ちという形の中で、気の抜けない取り組みということとなろうかなという風に思っております。萎縮することはないのかなという風には思っておりますけれども、週1回、課内でのミーティング等々、業務の確認をすることとしてございます。萎縮しないことも含めまして、まずはコミュニケーションを図ることを組織として取り組んで参りたいなという風に思っております。

それと、抜き打ちチェックの関係ですけれども、その裏には、普段から経理の状況を毎日のようにちゃんと整理しておきなさいよと、整理することによって、何時入られても大丈夫だよと、いう状況のものを、作っていきいたいなというところが裏での狙いであるということも一つあろうかという風に思っております。

それと、空き家の調査でございますけれども、空き家の調査に関しましては、実を言いますと、28年度の当初予算の方には掲げてございませんが、あの実は27年度のこれから実をいいますと補正のような形の中で、今予算を提案していこうかなと思っておりますけれども、空き家の調査につきましては、あの今やろうかなという風に思っております。それで、24年だったと思うのですけれども、24年の町内会を、のご協力を得ながらですね、調査をした結果がでございます。それと、今回はあの委託をかけてという形の中で今考えているところでございますが、委託をかけながら、全町まずはあの空き家の状態といいますか、空き家がどの位あるのか、またその中で危険家屋がどのくらいあるのかということをまずは調査をさせて頂きたいなという風に思っております。

あの結果的に、その状況がバンクに繋がる利用可能な家屋もどの位出るのかということ

も、同時に調査が出来るというものでございます。そのものにつきましては、28年度改めて調査をさせて頂きたいという風に思っております。

「室井議員」

議長、ちょっといい。

(議長)

はい、いいですか。「室井議員」。

「室井議員」

簡潔にいきます。あの課長、あの仕事の、職員の不祥事に関して、仕事の量が大変だと、増えると、それとあの職員にストレスが、感じないようにね、やっぱり対策をきちっと練る。これから大事なのですよ、これからが。助役さん分かった、副町長分かっていますね。今やらなきゃなんないことがいっぱいある。ここでね、後ろをね、あまり見てですね、ね、見て、見過ぎてですね、前に進まない、こういうことにならないようにしてもらいたいと私は思っていますので、これは副町長の方から、最後の、あの答弁願いたいと思います。

それともう一つ、先程、一週間位前かな、NHKで入りましたよね、空き家に関する行政、行政代執行、行政代執行、日本で第一号、入りましたよね、皆さん見えていますね。これはあのこういう風にしたくないですよね。江差でもはっきり、明らかにこれは何とかして欲しいという建物が私は見て回った段階で何件かあります。

それで、これ今あのせつかく、日本で最も美しい村加盟して、これからやっていかなきゃならないこの時期に、やっぱり町も、詳しいことは税務課でもちょっと聞きますけど、町もある程度の、やっぱりあのある程度のですよ、事を考慮する、例えば大分県の、竹田市のようなことも少し考えて、やっぱりやっていかないと現実的にできないのかなとこう思っています。これは次の段階でいいかと思えます。

まず今、総務課長が、あの答弁したように補正でチェックしたいと、調査したいとこれはこれで結構だと思いますけど、その辺を含めて、副町長からちょっと答弁願いたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

それではあの2点ございました。

あのまず再発防止の部分で民間のこの抜き打ちのチェックという部分を少し噛み砕いて言いますと、一つには抑止力を考えているのは事実でございます。ただ、それぞれの団

体の事務においても、監査委員っていうのが置いてあるのですよ。ですから、そういった監査委員をまた逸脱した以上のですね、抜き打ちの検査をするつもりは実は無いのです。但し、分かりやすくいうと、印鑑と通帳なりが、また担当者の手にそのままいてないかどうか、ちゃんと印鑑と通帳が課長なり係長なりに分けられて、分かれてちゃんと保管しているか、それから通帳からきちっとおりた金が出納簿と合うのか、請求書等については領収証がちゃんとついているか、こういったあのポイントポイントの部分で、やろうと実はしております。

ですから、それは何をいわんや、通常の業務でやはりそういった癖を、また通帳も印鑑も全部担当者の方にいっていたということのないように、組織としてしっかりしようとこれがあの狙い目でございます。あの決してあの恫喝をすとかそういうことではありませんで、あのそういったところをうちの組織として癖を付けて、また半年経ったらまた同じような状態になったということのないように、印鑑は課長持っている、通帳は誰々持っているなど、そういうところに行かないとおろせないのだなというのが、抑止力を働く一つだろうとこのように思っています。

あの前向きにまた事あるごとに、厳しくそういったところを言っているだけではなくて、前向きな行政サービスに取り組むようなあのことも、それから職場環境の改善も受けてしっかりあの目配りもしていきたいとこのように思っています。

それから、二点目の今回、空き家の適正管理に関する条例を提案しました。あの総務課長から言った通りなのですが、まさしくここはまず特定空き家をきちっと調査すると、これがまず基本でございます。ですから従前、防災担当の方で町内会の協力を得て頂いたもののリストっていうことではなくて、今度はしっかりとそういう危険家屋の特定、家屋を特定するとこういう作業に入りますので、それをまずきちっと整理して、50件なのか、60件なのかっていうことをきちっと押さえて、そうなると地方自治体からのいわば権利行使の部分の、いわば通知っていうか、こういったことも可能になる訳ですから、そういった手続き手順を踏んできちっと進めたいと。

その上で、また有効可能な部分は、先程室井議員おっしゃったように、相当長い年数空き家になっていると、本当に利活用可能なのかどうかって問題も当然ある訳でございますので、あのその上で、この空き家の利活用の部分の制度設計は、改めてまた内部で検討したいとこのように思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

はい、日程第1、議案第6号から議案第30号まで。

日程第1から、議案第6号から議案第30号まで、平成28年度江差町各会計予算並びに関連議案中、議会事務局、総務課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の予算並びに関連議案について、補足説明は終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。はい。

「萩原議員」

質疑したんじゃないの。

(議長)

質疑の前の、質問だという風に私は受け止めましたから、あの室井議員の質問を許したと。

それから、「萩原議員」。

「萩原議員」

はい。2点質問致します。

去年の4月に、組織改革を行いましたけれども、私が見る限りに、課によってはちょっと人数が少ないのでないかなという部分も感じられました。一年間、やってみてどう検証し、今後どういう形で配置していくのかを伺います。

また、二点目なのですが、江差町空き家等の適正管理に関する条例ということで、出ましたけれども、江差町にあるこの公共施設に関しては、この条例に該当するのかわかっていう点をお聞き致します。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの組織改革後の職員配置と申しますか、各課の職員配置がどうなっているのかと、検証しているのかということでございます。

現実的に、議員おっしゃるように業務があが多くなったと申しますか、職員数がギリギリのところは、私共も認識はしているところの課は、あの課と申しますか、係は数課あるのはあの認識はしてございます。それに関しましては、今後の職員配置等、今後考えて参りたいなという風に思っております。

それと、今回の条例制定でございますけれども、あくまでも今回につきましてはあの所有者があ何て言いますか、あの適正管理をしていくのだよという条例内容になってございます。その中の一つとして、あの公共施設はあの所有者が例えば町だとすると、その分に関しましては、該当してくるのかなという風に私は今思っているところでございます。

あの民間の方のみが適正管理をなささいということではなくて、あの全てのものについて適正管理をなささいという風に捉えておりますので、宜しく申し上げます。

(議長)

はい、「萩原議員」。

「萩原議員」

そういうことであれば、空き家に関してなんですけれども、昨日の一般質問でも小梅さん、小梅議員の質問があったとおり、旧学習センターにおいては当然私の認識では、特定空き家に該当するのかなと思われませんが、そのような考えで宜しいのですか。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

はい、あの旧学習センターの、個々の部分につきましては、これからあの判断が必要になってくるのかなという風に思っております。

まずあの、その調査の中での、そういう状況の中で一定の基準が、基準を持ちながら、特定空き家に該当するかというところも、あの委託の中で考えてございますので、その辺の状況と照らし合わせながら、特定空き家となるのかということにつきましては、その時点でまたあの判断はしていかなければならないのかなという風に思っております。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

今あの旧学習センターの絡みの部分を少し言います。

総務課長、今そういう答弁しましたが、あのすみ分けをすると今回の条例については、一般の住宅やら店舗やらそういったところが主役でございます。公共の方は、公として責任を持って維持管理をしなければならぬ、というまず立場でございますので、それと併せて今年度、公共施設等総合管理計画なるものを実は策定するわけです。これはいわばそのまま解体の、例えば学校、旧学校含めた中でどういったところで、例えば何年位に解体を目指すのかとか、そういったところの含めて、公共の部分については、公共施設総合管理計画の中で、いつ解体をするのか、例えばそれから長寿命化を図る施設はどうするかとか、そういったことの整理をします。こういう風にとらまえて頂ければという風に思います。

(議長)

はい。

「萩原議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。四つお聞きします。

まず一つ目、今ありましたが課の問題。あの全般的な部分で言ってもちょっと分かりませんので、1、2。やはり去年の課の配置は、なかなか私としてはちょっとしんどかったなど。例えば、総務。直接関係する総務、防災生活係。ここはほとんど、生活というか、今までの

環境整備ですね。防災の方になかなか手が回らない。これだってもう、急ぎ、見直しが、必要がある。それから同じく、集会所の関係。これだってバラバラの部分がある。これだって見直ししなければならない。空き家対策はある程度進めば、適切などというところで、先程のことも含めて、これはあの早急にあるでしょう。あと、昨日ちょっと言いました。新総合事業。あれは限りなく町民課の福祉の仕事を包含してやることになります。余所の町では、高齢者対策と介護とかなり一体的にやっているところもある。これは色々町によって違いますが。いずれにしても、早急に課のあり方を見直さなきゃならないと思うのですが、改めて、先程の萩原議員のあの質問も押さえての意味でちょっと私、お聞きします。

二つ目、それを前提ですが、やはりどうしても臨時職員に担わなければならない部分が率直に言っている。職員がなかなか増えないとすれば。それでまず、現状、今臨時職員何人なのか。条例というか、規則では、いわゆる嘱託職員、それから臨時的任用職員。大ざっぱでいいので、人数を教えてください。答弁によって、ちょっと再質問で聞きます。まず人数、教えてください。

三つ目、防災。津波浸水、やっとな、やっとなというか、国の方でやっとなですが、多分それでも時間かかると思いますよ、28年度、色々あのシミュレーションだ、何だかんだ。で、それを受けて見直しとなれば、ちょっとゆるくないなと思うのですよ。必要な、しなければならぬ見直しの部分でたくさんあるのですけれども、改めて新年度の防災計画の見直しのことについて、ちょっとお聞きしたい。

最後、リサイクル。何回も言っております。もう課長分かると思うので、端的に言いますが。課長が変わる度にほとんどゼロに戻る。ですから、この20年来、全く変わっていない。本当にやるとすれば、今年どこまで何をやろうとしているのか、をまず全般的なことをお聞きしたいのですが。

もう一つ、とはいっても当面の問題でお聞きします。ペットボトル、今、町場では、あらゆるものにペットボトルが増えておりますから、もうペットボトルの回収場所、いつも満杯。それでもう壊れているところもありますね。いずれにしても、短期的にはこの対策

はしなければならない、ということで、長期、短期ということで、以上四つ。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの臨時職員の関係でございます。臨時職員につきましては、現在総務課で所管しているといいますか、把握、所管している分につきましては、臨時的任用職員については80人、それと嘱託職員につきましては3人という雇用形態になってございます。

次に、防災の関係でございます。防災計画の見直しについてですけれども、これまでも日本海沿岸の津波浸水想定が公表されたと、その後に見直し作業をして参りますということで、答弁を繰り返してございました。去る1月28日に、津波浸水想定の設定公表を28年度時期未定という形の中での通知があったところでございます。

小野寺議員、常日頃から言っておりますとおり、修正できるものにつきましては修正すべきであるということで、以前からご指摘して頂いておりました、例えば、課係の名前の変更でありますとか、それから新たに防災協定を結んだ団体を追加する、それと町内から撤退した団体を削除する、更には避難行動支援者に関する事項につきましても、明記をしていきたいなという風に思っております。

なおあの津波浸水想定以外にも、見直しが必要な箇所がありますことから、津波公表想定公表が遅くなることも想定しながら、準備を進めていきたいなという風には思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それと、ペットボトルの関係でございます。ペットボトルの回収につきましては、ご存知のとおり23年度から、7町内会にお願いを致しまして実施をしてきてございます。各町内会ボックスに溢れるほど利用しているという現状でございますが、裏を返せばあの資源リサイクルへの意識も高まってきているのかなという風に捉えることもできるのかなという風には思っております。

現在、あの回収ボックスは利用が多いということに加えて、ご指摘のとおり、容量が小さいと、溢れていると、散乱しているという状況にありますことから、新年度現状よりも容量の大きい回収ボックスを実は3基作成をするということとしております。この3基につきましては、現在7町のうちの3町に配置をしながら、やっていきたいと。そうすると、今までの小さいボックスが3基フリーになりますことから、その3基につきましては、残りの町内会の方に設置をしながら小さいボックス2基体制で行っていきたいなという風に思っております。なお、あの今回新たに作成する容量の大きいボックスにつきましては、今後、財政協議が必要になるかと思ひますけれども、計画的に作成をしていながら、また新たな町内会も発掘していきながら協力を求めていきたいなという風に考えております。

後はあの、今後どういう風にするかというところでございますけれども、缶類、それからプラスチック類につきましてはですね、7町内会実施しているということで、更に協力を求めていきたいと思っておりますけれども、残すところは紙それから瓶という風になると思います。紙、瓶に、紙につきましてはですね、現在17の子ども会、それから町内会で独自に実施しているという状況も把握させて頂きました。

これからですね、缶類、プラスチック類、紙類、瓶類を全町一元的にするためにはどういう方策があるのか、それと例えば民間業者がペイできる回収が望まれるのであれば、それがどういう状況になるのかということも、調査をさせて頂きながら、今後検討して参りたいなという風に思っておりますのでご理解願いたいと思っております。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

私の方からあの課のいわば配置の職員の関係をちょっとご答弁させて頂きます。

何カ所かの係名を挙げてご質問頂きましたが、例えば、小野寺議員おっしゃる、例えば防災の部分と言うと、言うまでもなく建設の方にあつたものを、災害対策本部を設置する流れの中で総務課に実は移動をかけたというのが一つでございます。そこに住民運動的な生活部署も一緒についたというのが現実でございますが、あの縷々ここも含めて、それから高齢者福祉の問題やら、それから包括支援の業務やら、色々な部分でマンパワーの部分も、実はあのそれなりにそれぞれの担当課長方から体制の問題等も縷々あの情報は得ているところでございます。

強いて言うと、機構改革によって確か5、6人の管理職も変えなきゃない状況もあつたし、機構改革も大きくあつたものですから、その後一年を経つた中で、あの私共理事者としても検証はしているつもりでございます。そういったところで、新年度に向かってはあのどういうまた体制がいいのかっていうのは、それらも踏まえつつやるつもりでございますが、もう少し状況の把握には努めたいなとこのように思っています。

いずれにしても、出来るだけ職務が偏らない、そういった形の中で、組織機構のマンパワーっていいですか、そういったところをもう一度検証してみたいなとこのように思っています。以上です。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

昨年4月に変えて、またすぐということになかなかならないっていうのは私も分かりません。検証するにはちょっと時間が短いかもしれない。

しかし、仕事が去年の4月1日の時と、また今年、来年、見定めた場合には大きく変わる。その要素も出てきている、国との関係。それから実際に配置した部分。防災生活係、今、話し具体的に出ましたので、ちょっと聞きますと、言いますと、防災の仕事ってなかなか手付けられてないですね。実際は、実際は。ほとんどもうドクガが出ただとか、ゴミがもう不法投棄されているとか。ですから、少なくともあの早急に状況見ながらこの体制がどうなのかっていうことは、もうやってもらいたい。これは要望にします。

それで、臨時職員との関係で言います。私も、正職員をだから増やしなさいと、課もきちっと適正しなさい、と声を大にして言いたいところですが、なかなか自治省との関係、等々からいってすぐはい分かりました、職員を増やす訳にはいかないっていうことも幾らかは理解します。

それで、臨時職員、あの一定程度、私は臨時職員で、その仕事を皆さん方の仕事を担うということは、それは必要に応じて、やはりやらなきゃならないと思うのです。

それで、その点で二つお聞きしますが、一つはそれにしても賃金が低い。前回、私聞いた時には見直しするということがありましたので、細かい点はいいいです。後で条例でも出てくるのでしたっけ。あの細かいところはいいので、概略で構いませんから、こういう風に臨時職員の改善を今回出るのでしたっけ、新年度の予算に出るのでしたっけ。ちょっと教えて頂きたい。

で、特にこの規則を見ますと、その職種、職種によって色々ある部分もあります。これ見たら、そうかなと思うのですが、いずれにしても今、昨今言われている同一労働、同一賃金、という観点から見ても、やはり私は適正に臨時職員の仕事に見合う、そして生活が出来る。昨日、貧困化の問題言いましたけれども、国の基準からいったら、貧困ということになりませんが、しかし本当に生活出来るのかと、結婚出来るのか。この臨時職員の賃金だったら到底ならない。その点について、改めてちょっとお聞きしたい。

これが、臨時職員がひとつと、でもう一つは仕事を担うという意味では、やはり適切なところに今すぐ職務の状況から見てなかなかゆるくないところは臨時職員を改めて採用しながら、最大限今しんどいところは補っていくと、やらなかったら、アップアップですよ。仕事どんどん増えている、国の仕事。しかし、減っているものってどれだけありますよ。この1、2年見ても皆さん方の仕事、多分1割2割3割、場所によってもう増えていますよ。そこきっちり、事務担当なのか、あの町長、副町長に言わなかったら駄目だと思うのですが、まあ答えは町長、副町長だと思うのですが、その点どうか。これが臨時職員。

それから、防災の関係はちょっと確認ですが、場合によっては津波想定、浸水想定が、

ちょっと時間がかかるようだったら、早い段階でやれるものはやると。その確認でいいのか。もうこれ何年もかかっていますね。今おっしゃった、今法律がどんどん変わって本当にもう困っちゃうのですが。避難行動要支援者の今言ったやつですね。これは実は江差町でもある程度進んでいますよね。但し、但し、国の方が法律変わって、このことについては防災計画にちゃんと載せなさいと。ちょっと結構縛りが出てきたから、やりづらいところがあるんですよ。だからきちっと文言に載せれば、今江差町でこの3年前、4年前から一所懸命準備してきた地域にもおろしてきた部分が動けるところは動けるのです。やるところ、やんなきゃなんないと思うのですよ。まずは地域防災計画、必要なところはしっかりと見直すと、早めに見直すと、っていうのが防災。

それから、最後、リサイクルです。あの私、ペットボトルに関して、他のことも言いたいんですが、ペットボトルだけに限って言いますと、短期的には今おっしゃった通りで、いいのかなと。

但し、いつまでそんなことやるのかと。結局あの空き缶じゃない、ペットボトルボックスを作って、でそこから離れている人はなかなか持って行きづらいからどっかに投げるかもしれない。で、それを作っちゃうとまた何年間経ったら直さなきゃなんない。業者によっては自分の前に置いておけば、回収してくれるのですよ。わざわざボックスに入れなくたっていいのです。金かけなくたっていいのですよ。何でこんなことやるのかなって思うのですよ。それが中長期的なリサイクルをどうするのかっていうことに繋がるのですが。これを二十年前から私言っているのですが、全く解決しない。金かかることばかりやっているのです、リサイクル。今リサイクルはペイしますよ。総合的にやれば。南が丘は一切補助金無く、ペイしています。ペットボトルもやっております。先だって南が丘独自ででっかいペットボトル回収場所作りました。町のペットボトルもう壊れて、小さくて役に立たないから。まあそれはいいですが。いずれにしても短期的にはいいけど、長期的なことはね、全くデタラメなことやっている、リサイクルに関しては。改めて少し本音を入れて一年間かけて、それから南部桧山衛生処理組合とも連携取って、しっかりとしたリサイクル行政をやってもらいたい、と思いますが、どうでしょうか。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの、臨時職員の賃金の関係でございましてけれども、28年度から賃金の改善を図ることとしてございまして。具体的には、賃金表の月額を5千円程度引上げさせて頂いてですね、それに比例を致しまして、日額単価、時間単価も引き上げることとしてございまして。

それと同時に、実は職種間の整合性を取るということで、賃金表への位置付けにつきましても、一部見直ししていこうかなという風に思っております。

議員おっしゃるとおり保育士でありますとか、支援員に見られるような、あの同一労働同一賃金、それと自活できる賃金、これに少しでも近づけていくために、町として実は今回、近年にないあの大幅な賃金改善をしたという風に思っているところでございます。

ちなみに、支援員のですね、実は宿直手当につきましては、あの今まで正職員と臨時の間ではですね、格差が生まれておりました。それにつきましては、今年度から同一手当という形の中で、今年度からやっといこうという形にしてございます。

それと、採用しながら、と臨時職員の採用しながら、ということでございます。これにつきましては、あの今までよりは数人雇用する形を取りましてですね、ちょっと厳しい課のところにつきましてはですね、配置をしていこうかなという風な考えで今いるところでございます。

それと、防災の関係でございませけれども、避難行動支援者につきましても、今回明記をするという形をとってございます。先程、申し述べましたとおりですね、やれるものから、修正できるものは早くやりなさいよということで、これにつきましてはあのなるべく早く、出来れば、年度内に出来ればいいのしょうけれども、遅くても、年度初め位までには、先程言いました4、5点、4点位のことにつきましては、修正できるような体制を整えていきたいなという風に思っているところでございます。

それと、ペットボトルの関係でございませけれども、ペットボトルのみならず、全体的なあの先程言いました4品目といいますか、紙類、瓶類も含めて、あの一番望ましいところは、あのその回収業者がペイ出来るような形の中で、全てのものが出来るということがあの望ましいのかなという風に思っております。しかしながら、その方法はどういう状態であればペイするのかということ、それと実はあの子ども会等の収入源をこれからどう考えていくのかと。今まで、あの少なからず、子ども会、町内会の方にはあの紙の回収をやることによってですね、収入が生まれております。それを町一元化ということになると、それがどういう状況になるのかということ、それと各町内で、議員おっしゃるのは家の前でということではありますけれども、町内一つ位のですね、ストック場所を確保出来るのかという問題もあることは、認識はしてございますので、今後ですね、これらの手法をもう少し調査研究をさせて頂いてですね、協議を図って参りたいなという風に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員、いいですか。

他に質疑希望ありませんか。

「小林議員」。

「小林議員」

はい、議長。

先程、小野寺議員からも、臨時職員、嘱託職員について質問があつて、私もちょっと答弁メモを取りながら、不思議に思ったのです。臨時職員については、賃金引上げ、80人いるということで、賃金引上げ、手当支給等も検討していくということでしたが、嘱託職員の方に関して、今現在3名いらっしゃるということですが、何年も継続して勤務されているのでしょうかね、その3名の方々、お願いします。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

現在おります嘱託職員につきましては、長い方で5年です、6年か、5、6年です。それと、短い方ではまだ1年目、それからあの嘱託職員になってから3年目という形の中で、今推移をしているところでございます。

(議長)

はい、「小林議員」。

「小林議員」

さすがに、5年、6年となりますと、今ではもう官製ワーキングプアなんていう言葉も出ています。継続して勤務しているのなら、正規職員として雇用していくのが筋なのではないかなと思いますが、如何ですか。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

正職員化ということでございますけれども、実はあの正規の職員、これにつきましてはですね、例えばあの総務省が公表している類似団体を参考にさせて頂きながらですね、職員の管理を、職員数の管理を実はやっているという状況にございます。

嘱託、臨時も含めてなんでしょうけれども、複数年雇用するということはですね、必要だから居るのだらうと、雇用しているのだらうということでございますけれども、言われてみればその通りだという風に思っております。

ただ、あの今後のですね、人口推移等を見ても、人口が増えることがないということからすれば、なかなか即正職員化するというにつきましましては、大変申し訳ないんですけども、今の段階では考えにくいことなのかなという風に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

わかりました。はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結し、議会事務局・総務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。